

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東大阪市長

## 公表日

令和7年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>1事務の概要</p> <p>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2特定個人情報を取り扱う事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理</li><li>・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定</li><li>・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理</li><li>・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給</li><li>・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理</li><li>・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定</li><li>・計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理</li><li>・計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給</li><li>・計画相談支援給付費の取消し</li><li>・療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給</li><li>・補装具費の支給申請の受理</li><li>・補装具費の支給決定</li><li>・高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理</li><li>・高額障害福祉サービス等給付費の支給</li><li>・他の法令による給付との調整</li><li>・自立支援医療費の申請受理</li><li>・自立支援医療費の支給認定</li><li>・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理</li><li>・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定</li><li>・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の取消し</li><li>・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理</li><li>・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定</li><li>・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の取消し</li><li>・自立支援医療費の支給認定の変更の申請の受理</li><li>・自立支援医療費の支給認定の変更</li><li>・自立支援医療費の支給認定の申請内容変更</li><li>・自立支援医療費の支給認定の取消し</li><li>・医療受給者証の再交付</li><li>・医療受給者証の返還請求</li><li>・障害支援区分の認定</li><li>・障害支援区分の変更の認定</li><li>・地域生活支援事業に関する事務</li></ul>
③システムの名称	障害者福祉システム、共通基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援法情報ファイル	

<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 項番1 17
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155の項</p> <p>【情報照会】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課
②所属長の役職名	障害福祉認定給付課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課 電話番号06-4309-3123
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課 電話番号06-4309-3184
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b>	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	障がい福祉システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
-------	---	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	福祉部障害者支援室	福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課	事後	平成29年4月1日付組織機構改革による
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署①所属長	障害者支援室長 太田 裕	障害福祉認定給付課長 高品 扶美子	事後	平成29年4月1日付組織機構改革、並びに人事異動による
令和2年9月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第1 項番84	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1 項番84 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
令和2年9月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第7号 別表第2 項番16、26、27、28、31、54、55、56の2、57、79、87、106、109、116	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の項番 108、109、110 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、88、108、109、116 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2	事後	
令和2年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の項番 108、109、110 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、88、108、109、116 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の項番 108、109、110 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、88、108、109、116 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2	事前	
令和7年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム	障害者福祉システム、共通基盤システム、中間サーバ	事後	
令和7年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1 項番84 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 項番117	事後	
令和7年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の項番 108、109、110 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、88、108、109、116 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2	【情報提供】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155の項 【情報照会】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>【対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	
令和7年1月30日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>【最も優先度が高いと考えられる対策】 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 【判断の根拠】 障がい福祉システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていことから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	